

第35号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

<目次>

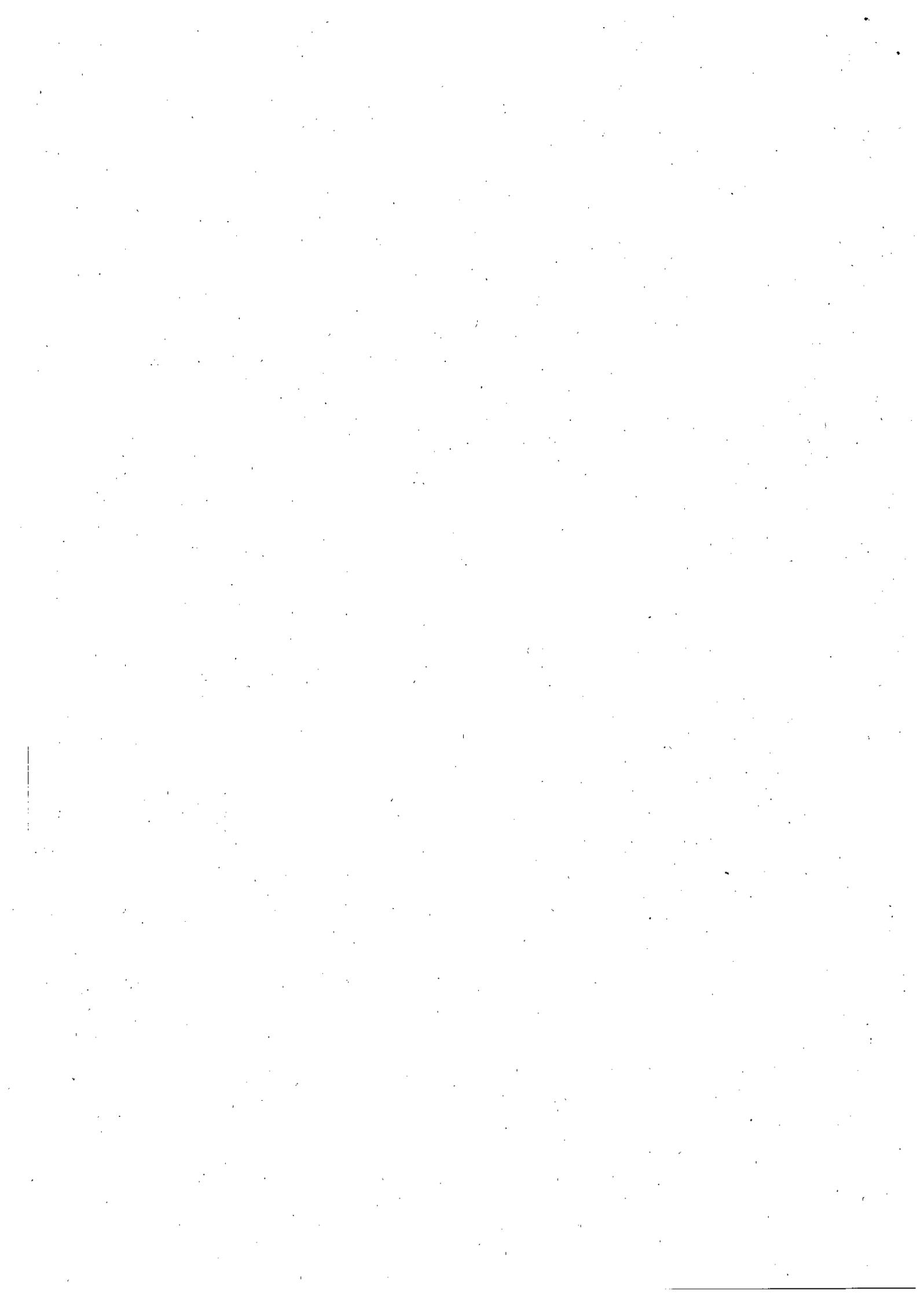
	(ページ)
1 改正理由	1
2 改正内容	1
3 附属機関の概要	1~2
4 長崎都心まちづくり構想の概要	3
5 新旧対照表	4

【参考】

1 地方自治法（抜粋）	5
-----------------------	---

まちづくり部

令和4年2月



長崎市附属機関に関する条例の一部改正について

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を設置したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

附属機関の設置

名称	担当事務	区分	施行日
長崎都心まちづくり構想検討委員会	長崎都心まちづくり構想の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。	設置	令和4年 6月1日

3 附属機関の概要

(1) 設置目的

長崎市の都心・臨海部のまちづくりは、昭和61年に県が策定したナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想（以下「NUR構想」）をベースに進められ、その結果、水辺の森公園や県美術館などウォーターフロントの整備が進んだ。NUR構想は長崎駅周辺の整備着手をもって平成18年にその役割を終えることが関係機関で確認された。

その後、浦上川左岸部や長崎港周辺では、長崎駅周辺再整備やスタジアムシティ計画など、今後のまちづくりに大きなインパクトを与える新たなプロジェクトが実現、あるいは加速しようとしている。

今後の長崎市の発展のためには、こうした各種の大型プロジェクトから生じる効果を、新大工から浜町、山手を中心とするいわゆる「まちなか」までを含む都心部全体に波及させる必要があるが、現時点では、そのための具体的な方針がない状況にある。

そこで、こうしたプロジェクトが進む都心部を土地利用の特徴に応じてエリア分けし、エリア毎に将来のまちづくりの方向性を示しつつ、これらを有機的に連携させ、新たな施設から生まれる効果を都心部全体の活性化に繋げることを目的に、都心部全体を俯瞰した将来のまちづくりの方針となる「長崎都心まちづくり構想」を策定し、国、県、市をはじめ、市民や経済界が共有し、取り組みを進めていく必要がある。

本構想の策定にあたっては、新たなまちづくりの方向性を示すという重要性を鑑み、学識経験者や関係団体等の参画のもと、多角的な見地から審議を行う必要があるため、検討委員会を設置するもの。

(2) 審議内容

長崎市都心部の将来を見据えたまちづくりの方向性や、その実現に向けて必要となる施策等について審議を行う。

(3) 開催予定回数

令和4年度 5回程度（次年度以降は未定）

(4) 委員構成

15人以内（学識経験者、商工業関係団体、地域活動団体、交通・輸送関係団体、金融関係機関を代表する者、公募市民など）

(5) 報酬

委員長 日額 8,700 円、委員 7,850 円

4 長崎都心まちづくり構想の概要

(1) 対象区域

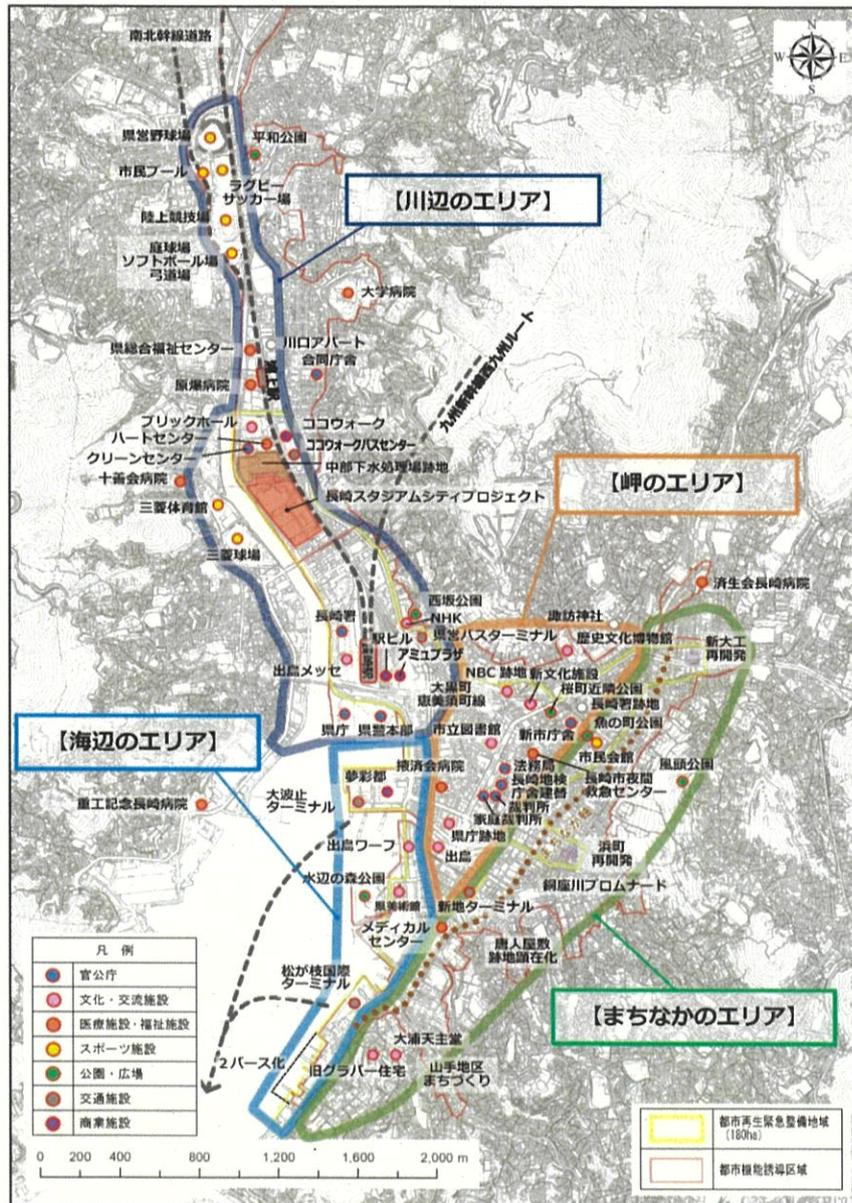
集客の拠点となる複数の大型事業がすでに展開、または具体化が決定し、かつ、賑わいの誘導に必要な複数の交通機関等が整備されている都心部～都心周辺部における「都市機能誘導区域」を基本に、地形、宅地の連担状況、公共交通サービスの状況から一定まとまりのある区域を対象区域に設定。

(2) 計画期間

目標年次：2050年（概ね30年後）

(3) ゾーニング

対象区域を土地利用状況及び整備される都市施設によりエリア分けして、それぞれの役割を設定しつつ、浦上川沿いや臨海部のエリアで生じる効果を都心部全体へと波及させるための各種施策を整理する。



対象区域とゾーニング（案）

5 新旧対照表

改正案			現行		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条から第3条まで (略)			第1条から第3条まで (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務	附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	長崎市平 和公園再 整備基本 計画検討 委員会	平和公園の再整備に係る 基本計画の策定に関する 重要事項の調査審議に関 すること。		長崎市平 和公園再 整備基本 計画検討 委員会	平和公園の再整備に係る 基本計画の策定に関する 重要事項の調査審議に関 すること。
	長崎都心 まちづく り構想検 討委員会	長崎都心まちづくり構想 の策定に関する重要事項 の調査審議に関するこ と。			
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
上下水道事 業管理者	(略)	(略)	上下水道事 業管理者	(略)	(略)
別表第2 (第2条関係) (略)			別表第2 (第2条関係) (略)		

【参考】

1 関係法令等

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。